

## 社会福祉法人もくば会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人もくば会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、この法人の職員を兼務する者を含む。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、役員等が、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬及び費用を支給するものとする。

2 役員に対しては、各年度の総額が次に掲げる額を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- (1) 理事 2,000,000 円
- (2) 監事 1,000,000 円

### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1～3により報酬及び費用を支払う。

2 非常勤の役員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用を支払う。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった翌月末日に支給する。ただし、当日が休日の場合にはその前日とする。

3 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張時の報酬及び費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表4により報酬及び費用を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 常勤の理事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び費用は支給しない。

2 非常勤の役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合及び当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事した場合は、別表2・3に掲げる報酬及び費用は、いずれか1回分のみの支給とし、重複支給しない。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月25日より施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月4日から施行する。

#### 別表第1（常勤の理事の報酬）

##### （1） 理事長

| 職務内容       | 報酬の額（日額） | 費用                                      |
|------------|----------|---|
| 理事会等会議への出席 | 30,000 円 | 実費額。ただし、<br>自家用車の場合<br>は1 kmにつき<br>25 円 |

##### （2） 理事

| 職務内容       | 報酬の額（日額） | 費用                                      |
|------------|----------|---|
| 理事会等会議への出席 | 15,000 円 | 実費額。ただし、<br>自家用車の場合<br>は1 kmにつき<br>25 円 |

#### 別表第2（非常勤の役員の報酬）

##### （1） 理事

| 職務内容                          | 報酬の額（日額） | 費用                                      |
|-------------------------------|----------|---|
| 理事会等会議への出席<br>上記の他、理事業務のための出勤 | 20,000 円 | 実費額。ただし、<br>自家用車の場合<br>は1 kmにつき<br>25 円 |

(2) 監事

| 職務内容                          | 報酬の額            | 費用                              |
|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 監事監査のための出勤                    | 40,000 円 (1 業務) | 実費額。ただし、自家用車の場合は 1 k m につき 25 円 |
| 理事会等会議への出席<br>上記の他、監事業務のための出勤 | 20,000 円 (日額)   |                                 |

別表第3 (評議員の報酬)

| 職務内容                         | 報酬の額 (日額) | 費用                              |
|------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 評議員会への出席<br>上記の他、評議員業務のための出勤 | 20,000 円  | 実費額。ただし、自家用車の場合は 1 k m につき 25 円 |

別表第4 (出張時の報酬及び費用)

| 報酬 (日額) | 旅費  | 宿泊費          | その他 |
|---------|-----|--------------|-----|
| 8,000円  | 実費額 | 1 泊 12,000 円 | 実費額 |